

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第十一項の規定によつて、広島港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和七年十一月二十七日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 港湾計画の変更の概要

平成三十一年三月二十五日付け広島県報によつてその概要を公告した広島港湾港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 土地造成計画

地区名	施設及び規模
坂	埠頭用地 一ヘクタール 交通機能用地 一ヘクタール

2 土地利用計画

地区名	施設及び規模
坂	埠頭用地 一ヘクタール 港湾関連用地 一ヘクタール 工業用地 三八ヘクタール 都市機能用地 四九ヘクタール 交通機能用地 一ヘクタール 緑地 六ヘクタール

二 港湾計画の縦覧の場所

広島県土木建築局港湾漁港整備課（広島市中区基町一〇番五二号）